

3 策定委員会設置要綱

八王子市地域保健福祉計画策定委員会設置要綱

平成 19 年 2 月 9 日 施行

平成 19 年 4 月 1 日 改正

(設置)

第 1 条 社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画、老人福祉法第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画、老人保健法第 46 条の 18 に規定する市町村老人保健計画、また、健康増進法第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画を健康づくり編として、医療対策編、保健所編で構成する八王子市保健医療計画を策定し、保健福祉の総合的な計画となる八王子市地域保健福祉計画（以下「地域保健福祉計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を検討するため、八王子市地域保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、地域保健福祉計画の策定に関し検討を行い、その結果を市長へ報告する。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募による市民
- (3) 保健医療・福祉関係団体及び地域団体の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める報告のあった日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第 3 条第 1 号の委員のうちから委員の互選により定める。

- 3 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。
 - 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 5 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、委員会の決定により公開しないことができる。

(部会)

- 第7条 専門的な検討を行うため、委員会のもとには次に掲げる部会を置く。
- (1) 地域福祉部会
 - (2) 高齢者部会
 - (3) 保健医療部会
- 2 部会は、検討した結果を策定委員会へ報告する。
 - 3 部会は、保健医療・福祉関係団体及び地域団体の代表者、第3条第2号の委員及び別表1に掲げる職にある者をもって構成する。
 - 4 部会に部会長及び副部会長を置く。
 - 5 部会長は、第3項の委員のうちから委員の互選により定める。
 - 6 副部会長は、部会長の指名により定める。
 - 7 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。
 - 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 9 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
 - 10 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 11 部会の会議は、公開するものとする。ただし、部会の決定により公開しないことができる。

(庁内調整会)

第8条 庁内の推進体制として、庁内調整会を置く。

- 2 庁内調整会は、地域保健福祉計画に盛り込むべき施策について検討し、委員会と連携を図る。
- 3 庁内調整会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成する。
- 4 庁内調整会に会長を置き、健康福祉部担当副市長をもって充てる。
- 5 会長は、庁内調整会の会務を総理し、庁内調整会を代表する。
- 6 庁内調整会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第9条 各部会の連携を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、各部会の連携を図り、委員会及び庁内調整会へ報告する。
- 3 幹事会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。

(事務担当者会)

第10条 必要な事項の検討を行うため、各部会のもとには事務担当者会を設置することができる。

(庶務)

第11条 委員会、地域福祉部会、庁内調整会、幹事会及び地域福祉事務担当者会の庶務は健康福祉部健康福祉総務課において処理し、高齢者部会及び高齢者事務担当者会の庶務は健康福祉部高齢者相談課、保健医療部会及び保健医療事務担当者会の庶務は健康福祉部地域医療推進課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 2月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。